

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 26 年 12 月 19 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 35 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、松田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「町会等が保有する既存街路防犯灯のLED化についての基本的な考え方について」

○（建設）庶務課長

新年度から新たに実施予定であります町会等が保有する既存街路防犯灯のLED化についての基本的な考え方を、資料に基づいて説明いたします。

まず、1の実施期間についてですが、平成27年度から29年度までの3か年に限定した助成といたします。

2の助成対象につきましては、既に設置されております水銀灯、白熱灯、蛍光灯をLED灯に改良する場合で、LED化後の契約電力が40ワット以下のものに対し助成したいと考えておりました、対象灯具は約1万2,600灯と想定しております。

次に、3の助成率及び上限額についてであります、（1）の助成率につきましては、従来の制度では設置費の2分の1で上限額を1万6,000円としておりましたが、新たな助成制度では助成率を90パーセントにしたいと考えております。

また、（2）では、契約電力ごとに上限額を設けたいと考えており、まず①にございますとおり、上限額は契約電力ごとに平成26年度の助成申請を基に算出した平均設置工事費の約90パーセントとし、ゼロから10ワットまでは2万円、10から20ワットまでは3万3,000円、20ワットから40ワットまでは4万9,000円としたいと考えております。

このほか、②では、街路灯の撤去費用の助成について記載しております。町会からは不要な街路灯を撤去したいが撤去するにも経費がかかるというお話をいただいており、撤去費用についても90パーセントを助成することにより、町会の電気料金の削減につながればと考えております。対象は、今回対象となる水銀灯ほかの街路防犯灯と考えており、助成額につきましては、灯具のみの撤去の場合は4,000円、支柱も含めた灯具の場合は1万7,000円としたいと考えております。

4の年度別助成灯数につきましては、LED化による電気料金の縮減効果を各町会でできる限り均一にするため、各町会が保有する対象灯具の3分の1ずつを平成27年度から29年度の各年度で助成するほか、各町会に対し、1か年につき最低10灯分を助成することができるものとしたと考えております。

例えば対象となる灯数が55灯の場合は、平成27年度、28年度が55灯の3分の1で端数を整理いたしました18灯となりまして、29年度は残りの19灯となります。また、25灯の場合には、1か年で最低10灯分を助成することができますので、27年度、28年度がそれぞれ10灯で、29年度は残りの5灯となります。15灯の場合は、27年度が10灯で、28年度が残りの5灯となり、この場合は28年度で終了することができます。さらに、5灯の場合は、27年度1か年で終了することができます。

なお、町会等への説明につきましては、予算措置が確定した段階で、地域ごとに説明会を開催したいと考えております。

○委員長

「平成26年度小樽市住宅リフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

平成26年度小樽市住宅リフォーム助成事業について、お手元の資料に基づきまして報告いたします。

資料の1枚目をごらんください。

1 の補助金交付申請状況についての①申込・抽選件数についてであります。申込件数は174件で、辞退が2件あり、抽選件数は172件でした。昨年度と比較し、申込件数で78件、約30パーセントの減となっております。

次に、②の補助申請件数についてであります。5月7日に行った抽選で、当選者100件、補欠者30件を決定しました。補欠者30件については、当選者に辞退者が発生した場合に随時繰上当選を行い、15件を決定し、また、7月2日の当選者の補助申請締切り後にも14件の繰上当選を行い、事前に取りやめのあった1件を除く補欠者29件を当選者としました。その結果、当初の当選者100件については申請が83件、取りやめが17件、また補欠者30件については、申請が22件、取りやめが8件で、これらを合計しますと、申請件数が105件、取りやめ件数が25件という結果となっております。

次に、③の取りやめの主な理由についてであります。25件の取りやめの中で理由が明らかになっている主なものといたしましては、「当初の見込みよりリフォーム費用が多額になったため」が5件、「申請者の要件を満たしていなかったため」が4件、「工事を早く施工したため」が4件となっております。

次に、④の補助申請金額等についてであります。今回、補助申請をした方々のリフォーム工事費の総額は2億2,715万6,000円となっております。1件当たりの平均金額にしますと216万3,000円になります。

また、補助申請金額の総額は1,659万1,000円となっております。1件当たりの平均金額にしますと15万8,000円になり、昨年度と比較し、2万1,000円、約12パーセントの減となっております。

なお、まだ完了していないリフォームもあり、金額が変動する場合がありますので、全てのリフォームが完了した時点で、補助金の総額が確定することになります。

次に、⑤の省エネ改修工事件数についてであります。申請件数105件のうち13件となっております。

次に、⑥の工事請負業者数についてであります。現時点で資格登録業者は137社ありますが、そのうち当該事業におけるリフォームを請け負った業者は61社となっております。

次に、アンケート調査について御説明いたします。2ページ目の別紙1をごらんください。

このアンケートは、本年度の補助申請者全員を対象に郵便で用紙を送付し、無記名にて回答いただきました。配付枚数は105枚、回収枚数は97枚、回収率が92パーセントとなっております。

アンケートの集計結果の概要について説明いたします。

表は、平成24年度と25年度と比較できる形になっております。回答は、過去2年間とほとんど同じような傾向が見られますが、変わったところとしましては、1番でお聞きした補助申請者の年代についての回答で、70代以上の割合が24年度の29.5パーセント、25年度の35.5パーセントから、26年度は47.8パーセントと増加しております。

また、3ページの6番でお聞きしたリフォーム工事費の総額についての回答で、200万円未満の工事の割合、①と②を足したものののですけれども、24年度の55.8パーセント、25年度の46.3パーセントから、26年度は60.8パーセントに増加しており、大規模なリフォームが減少しております。

次に、5ページ目の別紙2をごらんください。

このアンケートは、補助制度を活用したリフォームを施工した業者全員を対象に実施しました。配付枚数は61枚、回収枚数が51枚、回収率が84パーセントとなっております。

この回答も、補助申請者へのアンケートと同様に、過去2年間とほとんど同じような傾向が見られますが、変わったところとしましては、6ページの6番でお聞きしたリフォーム工事の施工件数が昨年度の同時期と比較してどのようにになっているかについての回答で、③の「減っている」が24年度の13.9パーセント、25年度の2.6パーセントから、26年度は30パーセントと増加しております。

また、7番でお聞きしたリフォーム工事の請負金額の総額が昨年度の同時期と比較してどうなっているかについての回答で、③の「減っている」が24年度の13.9パーセント、25年度の5.3パーセントから、26年度は40パーセントと増加しております。

○委員長

「小樽市住宅マスタープランの策定について」

○（建設）越智主幹

小樽市住宅マスタープランの策定について報告いたします。

小樽市住宅マスタープランの策定につきましては、第 3 回定例会の当委員会において委託業者の変更と策定状況について報告させていただきましたが、今回は、これまで小樽市住宅マスタープラン策定委員会において御議論、御意見をいただきながら進めてまいりました策定状況等について報告いたします。

まず、A 4 資料の 1、小樽市住宅マスタープランの全体構成（案）についてですが、第 1 章が「計画の目的と方法」、第 2 章が「住宅事情と課題」、第 3 章が「基本目標」、第 4 章が「施策の展開方向」、第 5 章が「計画の実現に向けて」となっており、このうち第 4 章までは策定委員会において検討いただいたところです。

次に、下段の 2、小樽市住宅マスタープラン策定委員会の開催状況と検討内容についてですが、第 1 回が本年 5 月、第 2 回が 8 月、第 3 回が 11 月と、これまで 3 回開催し、第 3 回では第 3 章と第 4 章の内容について検討いただき、委員の皆様からさまざまな御意見をいただいたところです。

続きまして、次ページの A 3 判、3、小樽市住宅マスタープランの基本目標及び施策等について（案）ですが、これまで策定委員会で御議論いただいた内容で設定した基本理念や基本目標、施策等をまとめたものです。右上のほうに記載しておりますが、本プランの基本理念は、「小樽に住まう 安心、安全、快適な住環境づくり」といたしました。「小樽に住まう」の「住まう」という言葉なのですが、これは住み続けるとか暮らし続けるという意味で、誰もが安心して快適に暮らし続けることができる住環境づくりを目指すというものであります。

左側のほうが第 2 回の策定委員会で検討いただきました住宅施策の課題ということで、全部で 13 項目あります。主な課題としては、②気候風土に対応した省エネ住宅対策、③冬期間の雪処理対策、④利便性の高いまちなか居住対策、⑥子育て支援につながる住宅・住環境対策、⑧空き家対策、⑩既存住宅の性能向上、⑫公共賃貸住宅の整備活用などがありますが、これらの課題を三つの基本目標に分類し、課題解決に向けた方向性を示しています。基本目標としましては、「1 小樽の風土に根ざした良質な住環境づくり」、「2 子どもから高齢者まで安心して暮らせる住環境づくり」、「3 既存ストックの有効活用」の三つを設定しております。

事業の展開方向としては、基本目標の 1 については、（1）まちなか居住の推進、（2）良好な住宅市街地づくり、（3）住まいの情報の充実・強化とし、2 につきましては、（1）安心して子育てできる住まいづくり、（2）高齢者、障がい者に優しい住まいづくり、（3）住宅セーフティーネットづくりとし、3 につきましては、（1）リフォーム・中古住宅市場の活性化、（2）マンションの適正な維持管理、（3）公共賃貸住宅の供給及びストックの維持改善、（4）空き家等の対策としております。

これらの右側に主な施策と事業を展開しており、まちなか居住の支援、子育て支援、住宅リフォーム支援をはじめとするさまざまな事業に取り組むことで、住環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

次のページは、参考資料として、小樽市住宅マスタープラン施策体系の対照表でございます。

今後につきましてはですが、12月22日に第4回策定委員会を開催し、第5章を含めた本プランの全体像について御意見をいただくとともに、年明けの1月にはパブリックコメントを実施し、いただいた意見等を踏まえて内容を修正し、来年3月までに策定する予定としております。

○委員長

「小樽市青果物地方卸売市場及び港町地区地区計画の都市計画変更について」

○（建設）都市計画課長

本年第 2 回定例会の建設常任委員会において概要を報告させていただきました小樽市青果物地方卸売市場及び港町地区地区計画の都市計画変更につきまして、手続を完了いたしましたので、報告させていただきます。

なお、配付資料はございません。

小樽市青果物地方卸売市場の都市計画変更につきましては、近年の人口減少、少子高齢化の進展、消費者ニーズの多様化や小売業態の変化による市場外流通の増加に伴い、市場仲卸業者や買受人が減少し、取扱量も減少していることなどを踏まえ、市場の適正な管理を今後も継続していくため、現在の使用実態に合わせた区域等の変更を行うものであります。

また、港町地区地区計画の都市計画変更につきましては、当該計画区域内にある小樽市青果物地方卸売市場を都市計画変更することに伴い、地区の一体的な環境形成を図る観点などから、区域などの変更を行うものでございます。

次に、これらの経過でございますが、前回の報告の後、7月7日に都市計画審議会へ協議し、7月22日から8月5日の2週間、案を縦覧、8月22日に都市計画審議会へ諮問し、変更案のとおり答申されましたので、知事協議を経て9月25日に都市計画変更の告示を行い、手続を完了いたしました。

○委員長

「汚水処理施設共同整備事業（M I C S 事業）の概要について」

○（水道）整備推進課長

汚水処理施設共同整備事業、いわゆるM I C S 事業の概要について報告いたします。

この事業は、銭函1丁目にあるし尿処理場が老朽化する一方、今後も、し尿等の処理量の減少が見込まれる中、効率的なし尿等の処理体制の構築を図ることを目的に、平成27年度から中央下水終末処理場でし尿等の受入れを行うため、平成25年度から2か年で工事を進めているところですが、来年3月の工事完了に先立ち、事業内容と今後のスケジュールについて、資料を基に説明させていただきます。

まず、事業内容です。浄化槽、汚泥槽の受入れ施設は資料表面の下段、右側の配置図に示しているとおり、中央下水終末処理場の汚泥処理棟内で整備を行っております。

資料の裏面をごらんください。

上段の汚泥処理棟1階平面図の点線で囲った場所がM I C S 事業で整備する範囲になります。この場所については、平面図の左側に示している（新）焼却炉室の更新に伴い、空きスペースが生じた場所を有効活用しております。

次に、事業フローについて説明いたします。下段の事業フロー図をごらんください。

点線で囲んだ範囲がM I C S 事業の範囲ですが、左側から、まずバキューム車により汚泥等が搬入されます。この際には、室内に脱臭設備を設けていますが、外部に臭気が漏れるのを防止するため、その都度シャッターを閉めて作業を行うことになっております。汚泥等を沈砂・受入れ槽で受け入れした後、スクリーン槽にて汚泥以外のごみなどを取り除き、その後、時間的な受入れ量の変動に対応するため、一度、流量調整槽で貯留します。そして、既存の下水処理施設へ投入するため、濃度を希釈しなければならないことから、希釈水槽で約14倍に希釈し、既存施設の反応タンクへ投入することになっております。この反応タンクは、空気を送り込み、微生物の働きによって水をきれいにする施設でございます。

資料の表面に戻りまして、全体事業費につきましては、予算ベースですが約5億5,700万円、財源内訳は、国費が2億8,500万円、起債が2億7,200万円となっております。

なお、建設費や維持管理費に係る経費の財源につきましては、国の交付金のほか市の一般会計によるもので、下水道使用料に影響はございません。

工事期間は平成25年度と26年度の2か年で行っており、この工事内容は投入ポンプ、脱臭装置などの機械設備工事、コントロールセンター、流量計などの電気設備工事、場内道路整備などの土木工事となっております。

次に、今後のスケジュールですが、年明けの2月中旬には、設備の試験運転のため、中央下水終末処理場にて、し尿・浄化槽汚泥の受入れを開始する予定で、平成27年4月1日から本格受入れを開始し、供用開始してまいりたい

いと考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎街路防犯灯のLED化について

街路灯のLED化については、各会派から質問があり、3年間で4億円から5億円ということですが、財源はどのようになるのか、お知らせください。

○（建設）庶務課長

財源につきましては、現在、新年度の予算編成でございますが、この予算編成の中で財源を決めるということで財政当局から聞いてございます。

○新谷委員

予算財源でなく、使えるものがあると考えてよろしいですか。

○（建設）庶務課長

その辺は財政当局から通知は来てございません。

○新谷委員

MICS事業の説明では、国費と一般財源など、きちんと内訳を示してくれたので、こちらのほうもわかるのかと思って聞きました。

次に、今回の街路防犯灯のLED化は、交換だけで、新たに設置する場合はどのようになるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

交換の場合は、今回、対象となりますが、全くの新設ということだと対象となりません。従来の制度で助成できないかということで、今、検討しているところでございます。

○新谷委員

先ほど、1年度につき最低10灯分を助成するという説明で、これぐらいの場合と4通り示されましたけれども、一番少ない町会ではどのぐらいの灯具を持っているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

対象となる灯具の数が一番少ない町会は、1灯の町会でございます。

○新谷委員

1灯というのは少し驚きですが、どの程度の住民がいるのか、面積とか、その辺わかりますか。

○（建設）庶務課長

資料を持ってきてございませんので、わかりかねます。申しわけございません。

○新谷委員

少し驚いたのですが、予算がなくてできない町会でもこのような助成があれば、お金がなくて新設したいというところもあるのではないかと思います。既に設置しているところは、最初90パーセントの市の補助を受けられるのですが、新設の場合は今までどおりとなると、小さい町会では少し負担が重くて、暗くて困るところがあるのではないかと思います。街路防犯灯が少ないところは、新設の場合、何とか勘案してこの補助を該当させるようにできないのでしょうか。

○（建設）庶務課長

今回の助成の趣旨といたしましては、既存の水銀灯などを LED 化しまして、電気代をできるだけ早く下げたいという趣旨でございますので、新規のものについては、対象にするのは難しいものと考えます。

○新谷委員

これは既に設置されているものであって、例えばこの補助が出るということで、来年何灯か増やして、さらに新たに LED ではなくて、例えば白熱灯とか蛍光灯とかをやって、次の年に交換という、そのようなことはだめですか。

○（建設）庶務課長

今回の助成の中では、既存の蛍光灯ですとか水銀灯、白熱灯、これを何とか省エネのものに、LED にかえるということが趣旨になっているものですから、来年度以降またそれが増えるということになりますと、少し考え方も変わってまいりますので、現在、従来の制度もございましたけれども、そちらのほうの見直しも必要かなと思っておりますが、基本的に新設を助成対象にするのは今やっていることと相反する部分がございますので、難しいものと考えております。

○新谷委員

交換ということが前提となっているわけですが、今聞いたように、1 灯しかないというところ、一体どういう暗さのところなのかと少し心配になりましたので、何とか新設の場合も、きっと財政的に厳しいところだと思うので、ぜひ勘案していただけないでしょうか。繰り返します。

○（建設）庶務課長

先ほどと同じことになりますが、趣旨としましては従来の街路防犯灯を LED 化するということになっておりますので、新設の場合は少し難しいと考えております。

○新谷委員

この LED 交換の受付は、来年のいつからになりますか。

○（建設）庶務課長

受付の期間は、予算の関係や財源の関係もございますので、現在、検討中でございます。

○新谷委員

そうすると、第 1 回定例会の骨格予算の中には出てこないのですか。

○（建設）庶務課長

その辺のところ、昨日もお話がありましたが、決まったわけではございませんので、今の時点では少なくともお話しできないと。

○新谷委員

せっかくこのようないい制度を、市から提案しているわけですから、なるべく早くできるように頑張ってくださいと思います。

それから、省エネの灯具に無電極式というのがありますので、この資料を見ると、結構設置しているのですが、これはなぜ助成の対象にならないのでしょうか。

○（建設）庶務課長

今回の助成につきましては、LED 化するということで、できるだけ省エネにして電力を抑えて電気代も同時に抑えるということが趣旨でございます。無電極灯につきましては、明るさはかなり明るいということですが、大出力、そういうようなタイプのものしかございませんので、こちらにつきましても、対象とするのは難しいということで、今回、LED としたということでございます。

○新谷委員

それで、これは3年の時限の助成ということですが、やはり新たな交換や新設が出てくる場合は、今までと同じような助成率になるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

助成制度の関係、先ほど申し上げたとおり、3年間に限定した制度ということで、それが終わりましたらまた元の、従来の助成制度で交換ですとか、新規ですとか、そういうものを助成するような形になろうかと考えております。

○新谷委員

本市も思い切って大きなお金をつぎ込むことになったわけですが、効果が出てくるのはもう少しかかるかなとは思っています。これは本当に町会の皆さんの願いが実現したということでは、大変よかったですと思いますが、引き続きこの成果を見ながら、3年、4年後からの助成なども、今までどおりかどうなのか、もっと町会の負担が低ければいいのですが、ぜひ低くなるように頑張ってくださいと思います。

◎住宅リフォーム助成事業について

その次、住宅リフォーム助成制度についてです。

今年度は、先ほど聞いたように、過去2年間に比べて申込件数が一番少なかったということで、その理由、それから1件当たりのリフォーム工事費、補助申請金額も少なかったのですが、この理由をどう考えているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

申込件数が少なかった理由についてですが、詳細はわかりませんが、過去2年間住宅リフォームを実施した効果や、4月に消費税が5パーセントから8パーセントにアップしたことなどが考えられます。

それから、1件当たりのリフォーム工事費、補助申請金額が下がった理由なのですけれども、過去2年間で大型リフォームが終わったことなどが考えられますが、これも詳細はわかりません。

○新谷委員

先ほども説明がありましたが、この3年間の調査結果を見ますと、リフォーム助成制度利用者は住宅や設備が老朽化してリフォームしようと考えていたところに、補助制度を知って時期を早めたという人が多かったです。制度を利用してリフォーム工事費をさらに増やした人が30パーセント以上おります。こういう点では、この住宅リフォーム助成制度は大変役に立ったと言えますね。いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

委員がおっしゃるとおり、助成制度を利用してリフォームをされた方には大変役立ったと思います。

○新谷委員

利用した人、プラス地域経済の活性化という点で、これに資する助成制度だったのではないかなと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

実際にリフォームを施工した業者も数多くおりますので、そういった市内経済の活性化にも役立っていると思います。

○新谷委員

しかしながら、今年度また、最終確定ではないと言いましたが、341万円ほど予算が資料では残っております。昨年度は一昨年度予算を大きく残した反省から、いろいろと締切りを早めたり、繰上げも早めたりしてしまったのですが、予算が余ってしまっております。私も初めの当選者を多くしたほうがいいのではないかと質問しましたし、他党派の方もそういう質問がありました。これまでと同じように100件にしたことで、予算を余して補助が当たらない

かった人が出てしまったと。このことに関しては、どのように考えていますか。

○（建設）建築住宅課長

以前お答えしたときは、一昨年度と昨年度を比較しまして、1件当たりの補助金額がアップしていたため、当選者をこれまでと同じ100件としても予算の消化ができると思っていました。しかし、辞退者が昨年度と同様に多かったこと、それから1件当たりの補助金額が昨年度よりも2万1,000円も下がってしまったこと、このようなことが原因で予算を残してしまったと考えております。

○新谷委員

これは一番先に聞いたように消費税のアップ、それから資材の高騰などで、やはり厳しかったということが大きな原因ではないかなと私は思いますが、施工後、利用者のアンケートでは、今年度は個人業者が前よりも増えておりまして、そういう点ではよかったと思うのですが、過去2年間、個人業者が少なかったという理由はどのように考えますか。

そしてまた、今年度、工事請負業者は昨年度と同じ61社ですけれども、同じ業者なのか、あるいは登録業者137社中、施工したのは3年間で何社だったのか、その辺をお示してください。

○（建設）建築住宅課長

まず、過去2年間、個人事業者が少なかった理由はちょっとわかりませんが、今年度増えている理由は、少額の工事が増えていることが考えられます。

次に、今年度と昨年度の工事請負業者数が同じ61社ということなのですが、61社が全く同じ業者というわけではありません。

それから、登録業者137社中、3年間で実際に施工した業者の数なのですが、102社ございます。

○新谷委員

137社中102社ということは、結構仕事が回ったということですよ。そういう点ではよかったと思います。

それで、この建設常任委員会の提案で始まった住宅リフォーム助成制度の具体的な総括、感想はいかがでしょうか。

○建設部長

本制度の目的であります住環境の整備ですとか省エネルギー、そして市内経済の活性化ということにつきましては、一定程度効果があったものと考えておりますが、委員から御指摘がありましたが、予算に不用額があったということで、この点については制度設計の難しさを改めて感じたというところが感想でございます。

○新谷委員

また次の新たな提案もありますので、その辺については、もうなるだけ不用額を残さず、隅々まで行き渡るようによろしくお願ひしたいと思います。

◎住宅マスタープランについて

次は、住宅マスタープランについて、何点か伺いたしたいと思います。

このまちなか居住の支援として借上げ公営住宅制度の検討とありますが、この制度はいつからで、どのように今まで実施されていたのかお示してください。

○（建設）越智主幹

まちなか居住の制度についてなのですが、現在は実施しておりません。これからのマスタープランの中で改めて検討していきたいと考えています。

制度について、どのようなものかということなのですが、既存のあいている民間の共同住宅等を市で借り上げて、それで期間を切った中で市営住宅として活用していくと、そのような制度ということで考えております。

○新谷委員

今までこれは活用があったのですか。

(「ない。新制度」と呼ぶ者あり)

新制度ね。わかりました。

○(建設)越智主幹

今まではございません。これから検討していくという形になります。

○新谷委員

市営住宅を借上げでということは、以前に要望して質問で取り上げたこともありましたので、これはよかったなと思っております。

それから、課題の④利便性の高いまちなか居住対策とありますが、「既に人口・世帯数ともに減少しており」うんぬんと、「よりコンパクトで利便性の高い住宅・住環境対策が必要です」と。これはそれでいいのですが、そのほかに空き家の活用なども載せられておりますが、今、本市全体で人口増対策についてようやく取り組み始めたところです。この人口増対策のための住宅施策、空き家の活用で積極的に移住促進を図る、そういうことをプランに反映させたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○(建設)越智主幹

そういう形の、委員にいただいた御意見の方向で実際このマスタープランの施策等を考えているところでございまして、空き家対策というのは、本当に今、大変大事なことだと思っておりますし、あと、そこに、結局人口増につながるような具体的な対策といったものは、基本計画なものですからなかなか盛り込みづらいのですが、方向性としては、今、委員のおっしゃられた方向性の下でこのプランはつくっているところでございます。

○新谷委員

そのようなことは新たな文言では示されないということですか。資料を見ると、概要だからでしょうか、読み取れない部分があるので、はっきりとうたったほうがいいのかと思うのですが。

○(建設)越智主幹

空き家については、今、国で法律ができて、国会で通ったと聞いておりますので、そういったことも関係してくると思うのですが、現在あります空き家・空き地バンクなどももちろんそうですし、あと何らかの民間の機関とかも含めて、そのような空き家をもっと回していく、リメイク、リユース、リサイクルしていくような仕組みがもしとれるのであれば、そういうことを支援するという形はプランの中にある程度方向性として盛り込んでおくと、ある程度将来的に何か国の制度等を活用することがあったときに、具現化ができるというようなこともあると思いますので、そういう形で、今、ケースを考えているところです。

○新谷委員

次に改めて聞きたいのですが、資料の対照表、現行と今回のもので、3の既存ストックの有効活用の(1)の中に耐震性能の向上とありますが、これは今まで耐震診断をやっていたわけですが、なかなか活用がなかったということで、新規というのはどのようにやるのでしょうか。どういう制度になるのかと。

○建設部副参事

お示ししている資料の対照表の右側の下、3番の既存ストックの有効活用の(1)の耐震性能の向上の右側に新規と書いてある部分があるのですが、これは対照表ですので、制度は10年前につくりましたが現行計画にはないので新規という言葉を使っています。この制度自体は少し前から本市で実際、診断のための補助制度を設けてございますので、新規の住宅マスタープランにも掲載して、今後も続けていくことを示しているものでございます。

○新谷委員

それで、道営住宅の建替えの促進とありますね。私たち共産党議員団は後志振興局に毎年要望を出して、道営住

宅の建設、新築をしてほしいと言うのですけれども、実施主体は市であり、道はその補完だということで、全くいつもそう言っているのです。もう助けるというような感じは全くないのですが、今、色内小学校跡地に道営住宅建設の計画がありますが、ほかにどこか計画しているところがあるのか、また、この主な事業として載せるにあたっては、北海道と話し合いの上での事業とされたのでしょうか。

○（建設）越智主幹

現在の計画ということでございますが、色内小学校の話は今日の新聞にも出ておりましたが、今、新光の道営住宅の建替えが進んでいるという形でございます。

あと、今後については、今、特段、道のほうから話は聞いてはいないのですが、今後10年間で北海道のほうとしてもし建て替えるという計画があれば、その中でまた御相談ということがあると思います。そういうことも含めてここで計画として載せさせていただいています。

○新谷委員

市民アンケートを実施したそうですが、どのような意見があったのか、主なものをお聞かせください。

○（建設）越智主幹

市民アンケートにつきましては、いろいろな御意見をいただきましたが、雪や空き家の問題、あと若い方が出ていってしまうという、まさに今回の住宅マスタープランの中でも、先ほど出てきたような話を意見として多くいただいたと考えております。

○新谷委員

今後、このマスタープランを実行していくわけですが、絵に描いた餅にならないように、各課で実行に向けて努力をお願いしたいと思います。

◎除排雪について

次、除排雪について伺います。

15日の朝は大雪で、雪が20センチメートル以上積もっていたのですが、通学路の除雪がありませんでした。深夜12時ごろ出勤したといいますが、出勤基準は何センチメートルと決まっておりますけれども、時間はどのような判断で決めているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪の出勤時間についてですが、基本的に除雪の出勤につきましては、出勤基準に基づいて作業を行っております。1種路線はおおむね10センチメートル以上、2種路線は15センチメートル以上の積雪が見込まれるときに出勤という形をとっておりますので、一定の時間という、出勤時間というのは定めてはおりません。

○新谷委員

通学のときには20センチメートル以上の雪があったわけですが、夜中に入ったらもうそれきり入らないということですか。

○（建設）雪対策課長

やはり基本的には見込まれるとき出勤という形をとっておりますので、この除雪については、機械1台について複数の路線を受け持っているような形をとっております。15日の積雪については、たまたま夜中に出勤をして、明け方に大きな積雪があったということになっておりますので、たまたま積雪があつて除雪をされていなかったというような形に感じられたのではないかと考えております。

○新谷委員

いろいろな状況があつて判断も難しいと思いますけれども、子供たちの通学路確保のため、そういう時間を考えてやっていただきたいと思います。

それから、冬の観光客に対する安全対策です。中央通、駅を背にして右側のほう、ロードヒーティングが切れた

ところ、段差ができて滑って転ぶ観光客がいると。それから、砂箱も見えないということで、何とかできないのかという要望で、私も見てきました。ちょうど16日の夜は雨が降っていましたので、段差はさほど気になりませんが、つるつる路面で非常に危険でした。それで、市道高島線が交差しているところは、ロードヒーティングがありません。その横、色内1丁目7番、石崎電気商会の横に砂箱が設置してありましたが、2段になっていて、あけてみましたら、上のほうは砂が何もなくて、ペットボトルが数本入っていました。近くの通りの方に聞きますと、ごみ箱と間違えているという観光客もいるようです。

それで、まず段差解消をお願いしたいのと、それから砂箱に英語とか中国語とか韓国語、わかりやすいように説明文を張っておいたほうがいいと思います。砂箱というのが少しわかりづらかったです。それで、そういうことをできないのか。

それからもう一つ、色内1丁目5番の市道本通線と交差しているところ、コスモ石油のところから下、ここがつるつるだったので、ここに砂箱が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

国道とロードヒーティングの段差解消につきましては、現場状況を確認しながら必要に応じて作業を行っているという形をとらせてもらっております。また、今後も歩行者の安全確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、砂箱については、おっしゃるとおり、ごみが捨てられている状況もありますので、これは観光客に対しても、砂箱ということを知っていただくように、英語ですとか、中国語ですとか、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

また、中央通も、市道本通線から臨港線までの間、ロードヒーティングが入っていない区間の歩道の砂まきにつきましては、基本的に歩道については砂まきボランティアの登録という形をとっておりますので、また今後、市民との協働という中で、砂まきの登録をしていただくように取組を周知してまいりたいと考えております。

○新谷委員

登録した方にしてもらおうというのもいいですが、みんなが利用できるように設置が必要だと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

◎下水道料金の減免手続について

最後に、下水道料金の減免の手続と対象についてですが、減免対象になるかならないか、1か月以上たってもわからないという方がおります。それで、相談室でこの方は申請したそうですが、次の請求書を見て安くなってれば減免になっていると言われたそうですけれども、それでは市民にしたら非常にわかりづらいです。減免対象にならない世帯には封書で通知するというのですが、対象になる世帯にも同様にお知らせしてほしいと思います。いかがでしょうか。

○（水道）業務課長

今、委員から御質問のありました水道料金等の減免、いわゆる福祉減免と言われるものです。

生活保護受給者や生活困窮の方のための減免制度につきまして、昭和45年10月から保護世帯を対象に実施しているものですが、その後、昭和51年度から対象を老人世帯、母子世帯、障害者世帯に加えまして、何度か改正を行いながら今日に至っております。

減免申請の窓口につきましては、先ほど申しましたように、福祉部の政策として行っておりますので、私ども水道局の料金センターのほかに、福祉部の相談室ですとか、駅前、塩谷、銭函の各サービスセンターでも受け付けているものです。

該当・非該当の可否の部分なのですが、これまでも水道局や相談室の窓口等で受け付けました後、福祉部内でまず所得等の要件、こういったものを審査しまして減免基準に該当するか否かの判断をいたします。その判断を受け

まして最終的に公営企業管理者、水道局長が減免の決定をするものなのですが、これまで通知につきましては、所得等の要件で残念ながら非該当となった方につきましては、水道料金等減免非該当通知によりまして申請者に封書で通知をしております。ただ、該当となる方につきましては、これまで特に文書によるお知らせはしていません。ただ、申請の際、お客様が窓口において減免申請をされる際にお配りしています案内文には、減免に該当する場合にはお知らせをいたしませんので、その旨記載しております。それを説明しまして御了承いただくとともに、案内文には「減免の適用時期について」という見出しを設けまして、該当となる方には減免申請時の直後の検針水道料分から適用させていただくという旨を記載しております。

今回、相談室で市の請求書を見て安くなっていれば減免になっているという説明をされたということで、ちょっとその部分、説明が非常にわかりづらい部分になったかという思いもありますけれども、そもそも減免制度、この創設の当初につきましては、基本的に申請者全員が該当となっていたということもありまして、これまで特にその該当となる旨の通知を行っていなかったという経緯もございます。ただ、平成14年度に制度の改正がありまして、老人世帯や障害者世帯に所得の要件が設けられたことによりまして、いわゆる非該当となるという方が出てきたことによりまして、その非該当となる方だけに非該当通知を出していたというような経緯がございます。

委員御指摘のように、該当となる方につきましては、先ほども申しましたように、申請受付の際に窓口でお客様に説明申し上げている部分でありますけれども、確かに実際に減免となった場合でも、料金のお知らせ表に表示されております料金だけでは減免がされているかどうか、なかなかわかりづらい部分があるかと思えます。この減免の対象世帯につきましては、我々水道局で持っております料金の調定システムによりまして、該当・非該当の管理をしております。その管理の中でこの通知書もシステムの中で打ち出す流れになっておりますので、今後、システムの改修、変更等が必要となります。その改修が整い次第、改善していきたいというふうに思っております。

○新谷委員

歴史からいろいろと説明していただきました。課長の答弁により、改善されるということで受け止めておりますので、ぜひ市民の皆さんにはわかりやすくお知らせしていただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎街路防犯灯のLED化について

街路防犯灯のLED化について報告をいただきましたので、お聞きをしたいと思います。

まず、助成対象が水銀灯、白熱灯、蛍光灯をLED灯に改良する場合で、LED化後の契約電力が40ワット以下のものについてと資料に書いてあります。LEDの電灯で、大きいものは60ワットぐらいのものもたしかあったと思いますが、40ワットとうたった根拠というのは何なのでしょう。

○（建設）庶務課長

40ワット以下の根拠でございますが、私どもとしては、なるべく契約電力を低くしたいということで、それで40ワットにしたのですが、他都市等の状況も見まして、10ワットとか20ワットまでという都市もございまして、当市では40ワット以下ということにさせていただいた状況でございます。

○濱本委員

別な聞き方をしましょう。ここに書いている2,372灯ある白熱灯、蛍光灯のワット数はたかが知れています。電球で言ったら、みんな100ワット以下です。水銀灯については1万229灯あります。水銀灯も80ワット、100ワット、それから100ワットを超えるもの、たぶんいろいろな種類があると思えます。地元の町会でも130ワット形のやつもあるし、もっと大きい明るさの水銀灯もあります。そういう意味では1万229灯の水銀灯、この水銀灯が何ワットの

ものが何灯あってとかという、そういう調査をされた上で40ワットということにしたのか、若しくは40ワット以内であれば、例えばそういう大きな照度の、250ワットの水銀灯にも対応できるという、そういう根拠があったのか、その点についてはいかがですか。

○建設部西島次長

各町会のワット数を詳細には把握はしておりませんが、確かに水銀灯については、容量の大きい、出力の大きいものもあるということは認識しております。今、質問がありましたように、40ワット以下で200ワットとか250ワットをカバーしきれぬかという、そこまでは総合的にはカバーしきれないのが現実です。

ですから、先ほど言いましたように、とにかくまず、ある一定の線を引きたいというのがあります。それで、極力消費電力の少ないほうに誘導したいという考えがあるので、今回、町会の皆さんにお願いするのは、地域の実情をよく調べている町会の皆さんに、まず必要性、必要かどうか、本当にそこが、それだけがたくさん必要かどうかというのを再検討していただいた上で、新たな灯具の照度を決定していただきたいというのが一つと、どうしても今みたいに大きな照度のものをつけていて、電柱がその間にあって、数を増やすことによってその照度を確保できるような状態であれば、それは相談に乗りたいと思っています。ただやみくもに全部が全部、あるものを全て取り替えるのではなく、その必要性をしっかりと判断していただくということで、まず一定、40ワットの線を引いて、そういうことで対応したいと思っています。

○濱本委員

今の答弁を聞くと、例えば250ワットのいわゆる高出力というか、水銀灯がついています。その近辺には水銀灯がありません。40ワットの仕切りがあるので、ここを40ワット以下のLEDにかえますと。照度が足りません。そうすると、その近辺に新設をしなければならないという状況が発生すると。そのときについては相談に乗るという、理解でいいですか。

というのは、基本的には今回のものについては、既存の水銀灯をLEDに置きかえる、新設は補助対象ではありませんということが基本原則です。しかし、いわゆる運用の中でそのような大きいものについては、基本原則は原則だけれども、運用として、そこがいわゆるもう既存ですから、適用除外と言ったらおかしいですけども、準新設、まるっきり新設ではないという理解でやるということでもいいですか。

○建設部西島次長

基本的に交換ですが、基本的にはLEDに改良するという考え方を持っていますので、そういった意味ではどうしてもカバーしきれないようなところがあれば、それは御相談に応じたいと思っています。ただ、先ほどから言っておりますように、その必要性については、今後、つけることによって未来永劫、町会にも電気料の負担がついて回るものですから、そのような部分の必要性というものを、これをきっかけにしっかりと判断をしていただくということは大事だと思っていますので、それは今後、町会といろいろとお話をさせていただきたいと思っています。

○濱本委員

いや、私は理解しています。あくまでも全くの新設ではなくて、既存の大出力の水銀灯がありますと。ですから、それを40ワットに落とさなければならない、そのためにも近辺に暗いところがあった場合、それを補うときは、それは新設とみなさないと。それは相談に乗らしようということですね。わかりました。

それと、ここに、次に3の助成率及び上限額ということで、契約電力がゼロから10ワット、10から20ワット、20から40ワットと三つのゾーンに分けています。私にしてみれば非常にわかりにくいわけですよ。なぜかという、例えばこれは私の町会ですけども、80ワット形と100ワット形の水銀灯がついているわけです。そうすると、既存の水銀灯の、この下の60ワット形の水銀灯を使っているところもたぶんあるのではないかと思うのですが、そうしたときに基本としては、例えば80ワットの水銀灯については、何ボルトアンペアのLED灯が該当しますよというようなことが書いてあると、わかりやすいわけです。そうすると計算もしやすいわけです。その点で、ちょっとゼ

ロから10ワットのところのLED灯というのは水銀灯で言えば何ワット前後なのか、今、わかっているならばお示しいただきたいのですが。

○（建設）庶務課長

ちょっと資料を持ってきてございませんので、申しわけありません。

○建設部西島次長

3ランク全部は押さえていないのですが、水銀灯100ワット相当で20から40ワットで賄えるということは確認しております。

○濱本委員

確かに私がいる町会は27ワットで水銀灯80ワットのもので交換しています。それも灯具はそのまま、電球だけをLEDにかえました。27ワット形で現実的に大丈夫でした。その下のランクで、18か17ワットぐらいのLEDもあります。それも、メーカーの言い方によれば、100ワット相当ありますという。そこら辺が混乱するわけです。ここから先の器具の選定の部分では混乱するので、町会の人たちもエキスパートではありません。電気屋でもないの、もう少し細かい、ここから先の詰めなのでしょうが、器具についても、やはり何らかの説明があったほうがいいかと思います。第1弾として出てくる分にはよくわかりますけれども、本当にここから先、町会に説明するとき、あなたの町会はどのような水銀灯を使っているか、まず調べてくださいと。それから、その灯具の種類によって、こういうものが推奨されますよとか、そういう事前の資料をきちんと出してくれないと、プロではないので、たぶん言ったことが理解できないかもしれない。その辺の丁寧さをぜひともやってほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○（建設）庶務課長

委員から町会への説明の際にもお話がございましたけれども、今回の説明資料とは別に、町会用の説明資料という、もうちょっとわかりやすいものを用意して、それをもちまして町会に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○濱本委員

結局、申請者はどこまでいっても町会なわけです。その申請者がある意味バックデータは何も持っていないのです。だから、申請者が申請する上でのそのバックデータを市から出してもらわないと、全く手も足も出ない状況になってしまうので、ぜひともそれはお願いをしたいと思います。

それと、もう一つ確認なのですが、町会によっては、今この話の前に、灯具はそのままにして水銀灯そのものを外して、中の配線を変えてLEDにつけ替えたものもあるわけです。そういうものは、実は灯具そのものはもう相当年数がたって劣化しているわけですよ。今のこのLEDにかえるといったときに、そういうものは対象にするのか、いや、それはもうだめですと。LEDになっていますからだめですと。というのは、結局、今のLEDは灯具そのもの、フルセットでどんとかえるわけですよ。当然、期間も長くなる。いわゆる耐用年数も長くなるわけです。でも、町会によっては、緊急避難的に電気料を安くするためにLEDの球だけ交換しましたというところもあるわけですよ。灯具は古いと。では、ここから先、5年たって灯具が壊れたときは、どうしようもない。そうすると、変な話、それが例えばLEDにかえたのが10灯あったら、こういう状況だから、将来的なことを考えると、もう一回水銀灯にかえて申請するかという話にもなるわけですよ。そういうことも想定されるのですが、そのようにかえたものについては、どのように処置されるのかと。そこまで想定していなかったといえばそれまでなのかわかりませんが、その点についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

委員からそういう、いわゆるLEDライトといいますか、水銀灯の電球を外してLEDの球をつけるというような事例が若干ありましたが、そういうことができるか、これからになりますけれども、検討させていただきたいと

思います。

(「個別相談だ、そうなれば」と呼ぶ者あり)

(「水銀灯自体がないでしょうに」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

はい、ないのです。いやいや、それでは、まあまあそれはいいです。

次に、3の②なのですが、上記2の対象となる灯具の撤去、若しくは支柱を含めた対象灯具の撤去を行う場合、費用補助があると。いわゆる町会が設置している街路灯について、設置の目安みたいなものをやはり提示して、若しくは町会として過剰なものはさっさと撤去してください。その場合にこういうものがありますという、その前段のフレーズが抜けているような気がするのですが、私の認識が正しいのか間違っているのか、その辺どうですか。

○(建設)庶務課長

今、委員のおっしゃられたとおり、私どももなるべくそういう不要なものは撤去していただいたほうが町会の電気代的にもよろしいかと思しますので、その辺の説明を入れた上で、先ほど説明会のお話もさせていただきましたが、そのようなことも考慮しまして、わかりやすい説明をしつつ、こういうことをしていただけるのであれば、していただきたいという説明に変えさせていただきたいと思えます。

○濱本委員

結局、当委員会に対して資料として出てきた以上は、もう公の文書になってしまうわけです。そうすると、基本的な考え方としては、水銀灯が、今、市内に1万229灯ありますと。でも、過剰に設置されているものもあるかもしれない、できるだけそれを圧縮してもらいたい、圧縮する上でそれぞれ費用がかかるわけだから、その圧縮の費用も一部補助しますという、そういう文脈ですよ。間違いないですよ。だから、それはここにやはり書いておいたほうが誤解を招かないのではないかなと。突然これがぼんと出てくると、何で今までだってという話もあるだろうし、やはりそこら辺の丁寧さはあってもいいと思いました。それは今後の部分で、ぜひとも丁寧にやってもらいたいと思えます。

それから、街路防犯灯組合連合会の所属団体の数なども、少し質問にもあった気もしますが、それから本会議場の質問で、1団体で約900灯ぐらいの街路灯を持っているという部分もありましたが、せめて街路防犯灯組合に例えば200団体が加盟していたら、ヒストグラムみたいな、例えば1団体平均というと全部を足して単純に割っただけの話なのだけれども、そうではなくて、例えばゼロから50灯だとか、50から100灯だとかというので何団体あるのかという、平均ではなくて、ヒストグラムってわかりますよね。どこのゾーンが一番多いのかというのがわかると思えます。そういうデータも本来はやはり委員会に出してもらえれば、当委員会の皆さんも理解が少しは違う部分もあるのかと。たった1灯のところもあるというのは初めてわかったし、そのような基礎データの部分の説明というのもあったほうがいいのかなと。

それから、そういうものがあると、それぞれの町会へ行って説明をするときも、それぞれの町会が自分たちがどこのゾーンにいるのかというのがわかると思えます。そうすると、3年間でやる、基本は毎年10灯をやりますと先ほど冒頭に説明があった、そういうこともより理解されるのかなと。私の町会は360灯持っています。120灯ずつ年間やらなければならない世界になってしまいますが、私たちがどこのゾーンにいて、多いのか少ないのか、そのための費用負担もいろいろかかってくるわけです。いろいろなことがあるので、やはり基礎データみたいなものをこの際だからつくって、それぞれの団体にお見せしてあげるといことも必要かと思うので、制度の説明もそうだし、制度の前提になっている部分もやはり説明してあげるといのが必要だろうと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○(建設)庶務課長

今、委員のおっしゃられた基礎データといえますか、そういう部分も考えながら、説明会を進めてまいりたいと

考えております。

○濱本委員

ぜひよろしく願います。

それと、これは今後の将来的な課題なのですが、この事業に関して、4 億円から 5 億円のお金がかかる。かかるのですが、そのことによって、電気代が例えば半分になります。そうすると、今、本市の電気代の補助率が 6 割補助で、6,000 万円ぐらい補助しているわけです。これが、補助率をそのままにすると、事業が完成したとき、消費税のこともあるし電気代も上がっているからはっきりとは言えないですが、今の段階で言うと、3,000 万円に圧縮になるわけです。3,000 万円はお金が浮くわけです。しかし、今回の事業で、例えば 5 億円お金を使うとすれば、単純にこの 3,000 万円だけで穴埋めしていこうとすると、17 年かかってしまう計算にはなるのですが、そういう基本の考え方でこの事業をやっているわけではないわけです。それは間違いないですよ。そうすると、この 3,000 万円浮いたお金を、3 年後、3,000 万円が圧縮されるのですが、やはり今から何か検討することが必要なのではないかと思うので、それについてどのように考えるのか。

だから、例えば補助率を多少でも上げるのか、それから LED 灯にかえるので、街路灯そのものの維持管理費というのは、たぶんかからなくなってくると思います。せいぜい点灯管というか、光センサーが壊れるとかということぐらいで、たぶんかからないとは思いますが、それにつけても例えば LED の維持管理費、電気料ではなくて維持費みたいなものを補助金として出すとか、補助率を上げるとか、そういう維持費を新設するとか、何かそういうことも考えていかなければならない課題になるのかと私は理解しているのですが、市役所としては、担当部署としてはどうでしょう。単純に下がった、それでおしまいとお考えか、そこにある財源をどうにかしなければならぬと思っているのか、その点についてはいかがですか。

○建設部西島次長

確かに委員のおっしゃるとおり、この事業が終われば、ある一定の金額は、電気料が安くなりますので、建設部が持っている予算は少なく済むのですが、3 年後の市の財政がどのような形になっているかわかりませんので、浮いたからその分、率を上げて上乗せするというのを今この時点で我々が言えるものではありませんし、当然、市全体の財政の中で検討しなければならないことですし、そういった意味で今回の本会議でも答弁させていただいておりますが、現時点では電気代の助成率の変更をするということについては、考えていないということでございますので、それは、ちなみに何年かたって社会情勢が変わってきたときに、またそのときに改めて検討することがあるかもしれませんが、現時点では助成率の変更というのは考えていないということでございます。

○濱本委員

現時点では考えていない。しかしながら、検討する課題であることだけは、将来的にこの助成率がいつまでも 6 割でいいのか、それは将来的に財政の状況なんかを踏まえながら、検討しなければならないタイミングがいつの日か来るかもしれない、来ないかもしれないですが、来るという可能性も十二分にあるというように私は理解しているのですが、よろしいですか。

○建設部西島次長

いろいろな町会の財政状況も今後どうなるかということもありますので、今後の課題の一つというように認識してございます。

(「町会負担、増えるかもしれないぞ。思っていた分と逆になるのではないのか」と呼ぶ者あり)

○委員長

ここで議論しないでください。

○濱本委員

LED 化の話は、数年前というか、電気代が上がってきて、町会の負担ということで、相当話がいろいろな場面

で出るようになりました。それが、短い期間の中で、市長の判断の中で、3年間の事業としてLED化をしましよ
うという明確な方針が出されて、それに向かって着々と進んでいる。確かに制度の中で、いろいろな指摘をさせて
もらったように、抜けている部分というか、まだまだきちんと詰めていかなければならない部分もあろうかと思
う。でも、私はいいと思うのです。

というのは、前向きな話の中で組み立てていきたいと思いますという話なので、大変そういう意味では有意義な議論と
いうか質疑ができていますと私は思っています。LEDも明るいのですが、明るい話題ですので、大したいいので
すが、とにかく、100パーセントの制度はたぶんつくれないとは思いますが、できるだけ制度に穴のないようにしてい
くと同時に、それを遂行する上で、運用の部分でも当然いろいろとその場の対応をしなければならない部分、シチ
ュエーション、状況が出てくるのだらうと思うのです。そのときには市役所の理論ではなく、できるだけ町会とか
設置団体の側に寄り添った対応をしていただきたいと思います。私は近年にない、市役所の大英断だと思いますし、
それからその英断が、3年後にやってよかったね、終わってよかったねという総括ができるように、ぜひとも頑張
っていただきたいと思います。財政部とも関わらなければならないこともあるとは思いますが、部長、元気に頑張っ
ていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○建設部長

今、この制度につきましては、濱本委員とも何年かやって、できる、できないから始まったところというのはす
ごく認識してしまして、よくここまで来たなと思っています。委員からの御指摘がありましたように、市のサイド
ではなくて、我々はやはり町会サイドに立って、少しでもこの制度がよりよかったということになってほしいと思
っていますので、先ほど少しリフォーム助成のところでも反省をしましたが、この反省も生かして、ぜひ委員がよか
ったと、みんながよかったとなるように、これからも闘っていきますので、ひとつ皆さんの御助力をお願いしたい
と思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎街路防犯灯のLED化について

今、街路灯のことで皆さん質疑されていましたが、私もこの部分について質問させていただきたいと思
います。

一応、灯数は1万2,601灯ということで、契約電力の種別は3種類あるわけですが、この上限額も2万円から4万
9,000円と、ワット数によってとても幅があります。

それで、予算の組んでいるという部分があると思うのですが、この契約電力の種別ごとの灯数というのは、ある
程度押さえているのでしょうか、この点についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

種別ごとの灯数ということですが、これまで今年度の申請の状況により想定した灯数というものも持ってございま
して、こちらのほうは想定案ですが、ゼロから10ワットが2,810灯、10から20ワットが7,498灯、それから20から40
ワットまで、これが2,293灯、合わせまして1万2,601灯という想定です。

○松田委員

今、この数字はあくまでも想定ということなので、正式な数字ではないということで、変わる可能性はあるとい
う。

私は代表質問で、今回のLED化の交換は3か年に限定した特例の助成制度として要綱を定めて行い、既存の助
成制度は3年後も継続して行うという答弁をいただいています。それで、これを機に今回、街路防犯灯の必要性を、
金額が大きいですから、先ほど、必要か必要でないかということをお聞きしたいという質問があったときに、それ

は町会の判断に任せるといふ答弁だったので、もし町会が必要ないと判断した場合は、3の②ということで撤去費用は載っているのですが、もし逆に新たに設置してほしいという要望があった場合は、従来の助成制度で設置することになるのか、それともあくまでも今の3か年はこの今回新しい別枠の制度でやって、3年後に従来の助成制度でもう一回やるのかという、この点についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

今の質問は新規で設置した場合というお話ですね。先ほども議論がございまして、全く新規で設置するという場合につきましては、この3か年の間でも従来の助成制度で、上限1万6,000円ということですが、これで実施したいと考えておりまして、それが終わった後もそのままその制度を引き続きやっていきたいと考えてございます。

○松田委員

では、今の別枠の新しい助成制度と今までの既存の助成制度は並行していくということで認識してよろしいですか。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○松田委員

既存の助成制度は今までだと申請件数が大体200件だったということですから、今までの体制で可能だと思うのですが、今回の特例の助成制度は1万2,601灯と、3年で計算すると4,000件以上の申請がされることになると思うのですが、それですと今までの結局20倍以上の事務量になるはずですし、また支払方法もどうするかということで質問したときに、委任払いも考えるということで、立替払と、また委任払いと両方やるということだったので、そのように混在するとき、事務处理的に今の体制で大丈夫なのかどうかということについて、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

事務処理がかなり増えるということで、どのような体制で行っていくかというお話でございまして、制度が順調に進んでいくような体制をとるように考えているところでございます。

○松田委員

では、例えば今の体制で足りなければ、嘱託やアルバイトなど、そのような人員配置も考えて行っていくということでもいいですか。

○（建設）庶務課長

場合によっては、そのような選択肢もあると思います。

○松田委員

◎市営住宅の通報システムについて

次に市営住宅の通報システムについてお聞きしたいと思います。

これは、市営住宅にお住まいの知人を訪ねた折聞いた話ですが、同じ市営住宅にお一人で暮らしている友人が、数か月前に室内で転倒して動けなくなり、助けを求めようとしたのですが、電話から遠くて、そのうち助けを求められないまま、実は失禁してしまっていたと。そのとき訪ねてきた業者の人が異変に気づき、その業者の通報で救急依頼があったということでした。実は、中から鍵がかかっていたため、窓ガラスを割って窓から入り、救急車で病院に搬送され、診察した結果、大腿骨が骨折しており、いまだ自宅には戻れないし、今後、ひとり暮らしは無理だと言われているという、そのようなお話を聞いたわけですが、新しい市営住宅の場合、部屋ごとに通報システムが設置されていると聞いていますが、現在、市営住宅における通報システムの設置数がどのぐらいなのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）越智主幹

現在、通報システムが設置されている市営住宅の戸数ですが、819戸設置しております。

○松田委員

それは、市営住宅全体からはどのぐらいの割合になりますか。

○（建設）越智主幹

管理戸数は現在3,412戸ですので、割合でいくと24パーセントとなっています。

○松田委員

聞けばこの通報システムというのは、どこかに緊急ということではつながらず、スイッチを押すことで、玄関前についているランプが点滅することにより、その場を通った人が異変に気づくという仕組みだと聞いているのですが、住宅が奥まっているなど、誰も気づかなければ、先ほどの例のように、助けてと言いたくも言えていないという状態があり得るのではないかと思います。確かに通報システムがないよりはましですが、この点についてどのような認識を持っているのでしょうか。

○（建設）越智主幹

まず、通報システムがどういう形になっているかということなのですが、部屋の寝室と、あとトイレと浴室にそれぞれスイッチがついておりまして、トイレとか浴室、寝室もそうなのですが、ボタンのほかにひもが伸びていまして、そのひもを引っ張ると、まず室内の親機が鳴り、その後で外で光の点滅と、あと音声により、中で何か異変が起きたことを周知する、そのようなシステムになっています。

あと、このシステムについては、完全ではないかもしれないのですが、あることにこしたことはないと思っておりますので、今後も引き続き、そういう住居等がありましたら設置していきたいと思っております。

○松田委員

先ほど、スイッチの位置というところ、ひもがついているということだと思っておりますが、先ほど言ったように、転んだ場所によってはその場所に行けないということがあって、たどり着けなくて今みたいなケースがあったということなのですが、例えばペンダント式とか、そのようなスイッチ、押せるような形というのはできないのでしょうか。

○（建設）越智主幹

ペンダント式というのがあるというのは、最近私も知ったのですが、今後、新築、新設するような住宅があった場合については、その時点で使い勝手のよいものを検討しまして、その中にそういったものも含めて検討していくという形で考えております。

○松田委員

わかりました。よろしく申し上げます。

それで、鍵がかかっていたために、窓ガラスを割って救出したと聞いたのですが、この方の場合は、この割った窓ガラスは直してくれたそうなのですが、中には自己負担で直すこともあると聞きました。この負担のあるなしの違いというのは、どういったことによるものなのでしょうか。

○（建設）越智主幹

窓ガラスと、あと鍵を壊すこともあるのですが、この辺については、緊急を要するということがあってということですので、基本的には自己負担ということをお願いしているところです。ただ、さまざまな事情などがございまして、市で負担したことがあるという形になっております。

○松田委員

実は、介護保険課で助成がある緊急通報システムというのもあるのですが、緊急通報システムの場合は、どこかそういう警備会社とか事務所に連絡するわけではなく、そのスイッチを押すことによって、自分の登録しているところに通報が行って、異変に気づいてということがあるそうなのですが、例えばひとり暮らしで身寄りがいない人などについては、その緊急通報システム、連絡したくても結局使えないという場合もあり得るということなのです。

そういったことで、今後、単身の方も増えてきているということですので、確かに財政的負担もあるかと思うのですが、市営住宅だから役所でつける、一般の人は自分でつけるということではないと思うのですが、今後の検討課題として考えていただければと思いますので、この点よろしくをお願いします。

◎平屋の市営住宅の雪おろしについて

次に、今度、この市営住宅の関係で、今、とうとう雪が降って根雪になってしまったのですが、今朝の朝刊で、赤平市の市営住宅に住んでいる80歳の方が屋根の雪をおろそうとして、落下して亡くなったという、このような痛ましい記事が載っていました。本市の場合は平屋の住宅もあると思いますし、また年齢的にお年寄りの方というのはすごく雪が気になって、いても立ってもいられなくなって、自分でなんとかしようとして、赤平市の方は落下してしまったのではないかと思うのですが、平屋の屋根の雪の体制ということで、本市ではどのように考えていますか。お聞かせください。

○（建設）越智主幹

平屋住宅についてですが、定期的なパトロールを行いまして、危険がありましたら、屋根の雪を落とすという、そういうことも実際に危険が起こる前に、目立った段階で必要があれば雪おろしをする対応をしております。

○松田委員

よろしく願いいたします。

◎住宅マスタープランについて

次に、住宅マスタープランに関連してお聞きしたいと思います。

マスタープランの資料の3の課題の12番目に、公共賃貸住宅の整備活用ということで、「老朽化により募集停止している住宅を650戸管理しているが、現行の公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき用途廃止や整備事業を適切に進める必要があります」と書かれていますが、本市で、現在募集停止している市営住宅の戸数はどのぐらいありますか、お聞かせください。

○（建設）越智主幹

現在、募集停止しているものがまさに650戸という形になっております。今後、解体する予定もございますので、この数は減っていくかもしれませんが、逆に将来的にいくと、老朽化の度合いでまた増えるかもしれませんが、現在では650戸ということでございます。

○松田委員

それで、今、本市では市営住宅の建設は建替えのみで、新築は行っていないわけですが、市営住宅の入居可能戸数というのは、近年どのように変化しているのか、5年前くらいと比較して、増えているのか減っているのかについて、お聞かせください。

○（建設）越智主幹

戸数なのですが、現在のところ、平成26年3月時点なのですけれども、2,762戸が入居できる戸数としてありまして、5年前、21年3月ということになりますと2,583戸ということで、179戸ほど増えております。この増えたところは若竹住宅の1号棟と2号棟ですとか、あとオタモイ住宅の3号棟と4号棟、ここが増えています。

○松田委員

それで、今までの住宅マスタープラン策定委員会の開催状況を見ますと、大体3か月置きぐらいに行われているように見受けられますが、次回は2月くらいの開催ということでしょうか。それで、今後の、来年の4月から新しいマスタープランが策定になると思うのですが、この2月くらいが最後の委員会ということになるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

次、12月22日に第4回目の策定委員会を開催する予定でございます。そこでまた御議論いただいたものをパブリ

ックコメントということで2月の初旬まで実施いたしまして、次回の策定委員会は2月9日を予定しております。そこでパブリックコメント等で出てきた内容等も含めてお示ししまして、その後、市の内部的な検討を踏まえた上で、3月に向けて作業を進めていきたいと思っております。

○松田委員

◎土砂災害警戒区域について

次に、土砂災害警戒区域について、市のホームページを見ましたところ、11月7日に4か所追加になっており、これで小樽の土砂災害警戒区域は186か所、土砂災害特別警戒区域は181か所になったということで載っております。今回、4か所追加になっていますが、いずれも特別警戒区域の指定になっています。そして、今回の区域を見ますと、いずれもオタモイや塩谷、西小樽方面に固まっているのですが、この指定については方面ごとに行うものなのでしょうか、その点についてお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

土砂災害警戒区域等の指定は、基礎調査が終了した区域のうち、北海道後志総合振興局小樽建設管理部が地元町会と協議が調った箇所から区域指定を行っております。指定に当たっては、同一町会の基礎調査が終了した区域や、ある程度近接している区域をまとめて行っております。今年度については、協議が調ったところが塩谷、オタモイ等西部が多かったことによるものと考えております。

○松田委員

では、今回はたまたま固まったということで、特別にここの地域だから、あそこの地域だからということで固まってやるということではないということで認識してよろしいでしょうか。

○（建設）池澤主幹

今回は、たまたまこの地域ということでございます。

○松田委員

この土砂災害警戒区域等の区域指定後の住民に対しての今後の対応について、どのようにしていくのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

土砂災害警戒区域等の指定は、防災担当と連携し、指定区域内の住民に対し、土砂災害警戒区域避難図及び避難場所等を明示したハザードマップを個別に配付していくとともに、町会を通じてハザードマップを町会で回覧していただくよう依頼を行っております。こうした取組を通じて、住民等に対して土砂災害が発生するおそれがある箇所を周知するとともに、土砂災害防止に対する啓発を行っているところでございます。

○松田委員

先般、自宅の後ろが急傾斜地ということで、舗装させていただいたケースがあるのですが、実はその急傾斜地の所有者がはっきりしないということで、現在、棚上げされている方がいます。その方については、本当に広島の状況を見て恐ろしいということで、小樽市以外に親戚の方がいるということで、冬期間は地方で暮らすという方がおりました。それで、11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が国会で成立し、その中には所有者を特定する方法として、固定資産税の課税情報などが利用できるようになるらしいということなのですが、この空き地に対する所有者の特定方法にこういった市税情報は利用できることになるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）池澤主幹

空家対策特別措置法については、今年11月に成立したばかりでございまして、今後、法施行に向けて、国から運用ガイドラインが示される予定と聞いております。その内容を確認した上で、応用が可能なものを含め、今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

○松田委員

土砂災害は、雨によるとは限らないですし、先ほどもテレビのニュースでやっていましたが、実はこのたびの大雪により大規模な土砂災害が起きたと聞いています。自然の恐ろしさをまざまざと感じますし、本市でもかつて雪解け水によって地滑りが起きたという事例もありますので、この点について、所有者の判明についてはしっかり頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎除排雪について

最後の質問になりますが、雪対策、除排雪について 2 点ほど質問させていただきたいと思います。ロードヒーティングについてですが、今年も作動時間に制限があるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの時間制限については、かねてから北海道電力の融雪電力 B という契約を行っておりまして、午後 4 時から 9 時までの 5 時間の間、断続的に 2 時間、ロードヒーティングを停止するという作動しております。

○松田委員

それであと、4 時から 9 時まで作動の制限を行うということなのですけれども、これはそのときの状況によって、継続して制限を持たないでロードヒーティングを続けるということも、その天候によって変わることはあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

基本的には融雪電力 B ということで、基本料金も安くなることから、こういうような契約を行っています。また、このほか時期的に暖かい時期、若しくは交通の安全が確保される中で停止できる時間帯があれば、手動で停止しているというのが可能と思っております。

○松田委員

今年度の砂まきボランティアの登録状況をお聞かせ願いたいと思うのですが、本日も路面がてかてかして本当に危険で、よくここを出たときに、砂がまかれていて安心するという部分があるのですが、今年度の砂まきボランティアの登録状況などをお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

登録件数につきましては、12 月 15 日現在におきまして、118 件の登録ということになっています。

○松田委員

去年と比較してどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

昨年と同時期、25 年の 12 月 15 日現在では 139 件の登録となっております、昨年に対しましては 21 件少ないという状況となっております。

○松田委員

この砂まきについては、凍結した道路ではすごく有効的なものでありますので、これからも登録については募集すると思いますが、ボランティアが増えるように努力していただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎住宅マスタープランについて

報告を聞いていた中で、住宅マスタープランのことについて聞いておきたいのですが、新しく住宅マスタープランをおつくりになるということで、前回とちょっと違う点が結構疑問として出てきましたので、それについてどのような方向性で、今後、施策に盛り込まれるのかをお聞きしたいと思います。

特に空き家対策、これはずっと当委員会でも質問させていただきましたが、基本的に私は空き家の利用について中心に議論をさせていただきました。空き家等の対策、空き家等の利活用についてどんな事業内容を想定されているのか、報告できることがあれば、お話ししていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）越智主幹

新規という、空き家の利活用ということでございますけれども、基本的には現在あるものを有効に使っていきたいというのが根っこにあります。本当にできればいいなというところもあるのですが、何らかの形でうまく回っていくような、古い住宅は何らかの形で使っていただけるような形になっていけばいいということで計画を少しお話ししたのですが、民間の力とかももしかしたらおかりすることとかも必要になってくるかもしれないのですが、何か空き家等を利活用することがあったら、民間を支援するというか、そのようなことを方向性として考えているところですか。

○山口委員

代表質問の中でも少し触れさせていただきましたが、いわゆる空き家の利用というのは、ある意味では若い人たちの流入政策にもなるわけですから、そういう答弁をいただいていますけれども、そういう意味で移住者というか、それからUターンで来ていただいた方とか、札幌圏の方が本市で安い中古住宅をお求めになるとかという場合も想定されるのですが、そういうものに対して、私は大分県竹田市の例を挙げさせていただきましたが、大分県は竹田市だけではなく、臼杵市もそうですし、古い家を買っていわゆる改修とか、そういう場合には100万円を限度にして2分の1助成ということでやっていらっしゃる。そういうことも含めて、一定の誘導策というのですか、そういうものを本市も行く行くはやはり考えていく必要があるのではないかと。こういう、担当課、移住促進のほうでおやりになるのか、どこでおやりになるのかわかりませんが、庁内一体になってお取り組みになっていただきたいなと思っているわけです。

大きな計画の中でしっかり位置づけていただけると、そういうことにつながっていくのかなと思いますので、一定程度、この担当は都市計画課ですね。そこも考えられて議論を深めていって、施策に反映していただきたいと思いますが、それについての所見をお伺いしておいてもいいですか。

○建設部副参事

空き家の部分、今、主幹が答弁しましたように、既存の空き家・空き地バンクの制度をもう少し充実する形で、今後、空き家についても庁内でいろいろな形の対応策を検討しましたが、その部分を住宅マスタープランに掲載して、それと古い建物の改修などは、景観条例があって対応していかなければならないのですが、改修もやっていますので、その辺も考慮して掲載する予定ですので、そういう部分もあって、移住とかという話もあって、今は庁内でもそういう部局はまたがっていますが、この住宅マスタープランに限っていえば、5月に関係部長会議を立ち上げまして、その下に16課長、関係部署の課長を集めて庁内検討委員会を開いていまして、逐次この中身というのは情報公開をしながら策定していますので、まだ少しいろいろな担当部署はまたがるかもしれないのですが、この提

案に基づいて、委員のおっしゃったことを踏まえ取り組んでいきたいということで考えております。

○山口委員

本会議でも若干触れさせていただいたのですが、基本的に本市も空き家バンクの制度をやっておりますよね。その登録はゼロ件ということで、前回の議会でも報告されておりますが、竹田市の場合はいかにして登録件数が増えたかという事例も挙げて質問させていただきました。竹田市の場合は固定資産税の通知をするときに、空き家バンクへの登録を進めるような文書を入れて、それで登録を増やしていったのです。民間と協力して、それを紹介して行って、民間も協力するような、そういうシステムを持っていますので、そういう中で空き家を利用していただける方を増やしていったと。それをまた移住につなげていったというような事例がありますので、ぜひそういう事例も研究していただいてやっていただきたいと思います。

それから、空き家の調査については、前回、平成20年でしたか、やられていますよね。全市ではないのですが、ほとんど中心地というのですか、それについておやりになったということですが、今回、企画政策室に聞くと、空き家管理条例というのを想定されていらっしゃるときに、危険空き家の調査だけをするのだというようにおっしゃっていました。ただ、空き家管理条例ということになると、やはり全市的な空き家の調査というのが必要ですよ。前は公金を使っておやりになったのですけれども、今回、空家等対策の推進に関する特別措置法を国で整備されましたので、そういう中でどのような金銭的、財政的支援があるかわかりませんが、単費でやるのは大変でしょうから、その辺上手に利用、国の交付金なり、そういう制度がたぶんどきますので、そういうのを利用して空き家調査を、ただやるのではなくて空き家・空き地バンクと空き家情報につなげていけるようなタイミングでぜひ調査していただきたいと思います。それで、把握をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家の調査ということでございますが、今、ガイドライン等、国で調整しているそうでございますので、そういった中でどの制度がどのようになっているのか、そういうことも踏まえつつ最大限活用して、有効な調査を行っていくように検討してまいりたいと考えてございます。

○山口委員

もう一つ新たに加わったのが、子育て支援のところですね。子育て支援住宅の整備検討と載っていますけれども、これについては具体的にどのようにお考えになっているのか、お知らせください。

○建設部副参事

子育て支援住宅というのは、公営住宅で子育て世帯に限定して応募できるといった、住戸を子育てに適したようなつくりにするものを子育て支援住宅ということで今回お願いしまして、具体的にどこの建物という想定はないのですが、これから10年の間、道営住宅、市営住宅も含めて、建替え等があったときには、そういう住戸を幾つかの割合で組み込むということで資料に掲載して、計画していくということで考えています。

○山口委員

先ほど紹介した竹田市は、子育て支援住宅ということで、平屋の市営住宅を建設して、安い家賃でお貸しいただけるような事例があります。子育て世代を支援する意味は、長く住んでいただくということです。そういう意味で、政策的におやりになっている事例もありますので、今、新たに建てるのではなくて、古い住宅の借上げをして、若干リフォームをかけて、そういうものを公営住宅として一定の政策目的でお貸しになるというようなことも含めて、今後、地域の資源を生かすという意味で、一つの政策のあり方かなと思いますので、そういう施策も含めて今後検討していただけたらと思います。その辺について何か御所見があればお答えください。

○建設部副参事

古い住宅を借り上げての子育てということですが、今日のお示しした資料のA3判の中に一番右上に、ま

ちなか居住のところには既存借上げ公営住宅とありますが、市の中心部に公営住宅を考えたときに、やはり倍率が非常に高く、郊外になれば低いのですけれども、なかなか中心部にはまとまった土地がないので、新しく公営住宅を建てるのは難しいので、中心部には民間の共同住宅、あきの部分もあるということで、そういうのを活用して、それを今の民間アパートというのはなかなかバリアフリーになっていなくて、玄関だとか、靴を脱ぐところの段差や、お風呂は落とし込み浴槽になっていないということで、どちらかという若い世帯、子育て世帯とかに活用できるのではないかとということで検討するということです。制度設計なりいろいろなハードルがあるものですから、今後、この策定後に十分検討してまいりたいと思っております。

○山口委員

◎街路防犯灯のLED化について

街路灯です。

実は、無電極式、エバーライトですね、これに2年ぐらい前ですか、最上町会は前会長が前の制度で無電極にしているのです。ここは、今回、この制度でいけば、補助の対象にはなりません。エバーライトでやれば電気代は、やはり半額とまではならないですが、おおかた半額になるわけです。お聞きしましたら、私も町会長をやっている、山の手地区連合町会と一緒にものですから、相当な負担をされておやりになったのです。あそこは1,800世帯もありますから。少し不公平かなと。先進的におやりになったところが、今回、いわゆる新しい制度を待っておやりになったところよりも、ある意味ではメリットがないということになりますから、若干そういうところに対する手当みたいなものは必要ではないかなと少し思うのです。不公平感が出てくるのではないかなと。町会費もお上げになって、特別徴収されなかったのですが、おやりになったわけです。だから、そういうところに対する配慮というか、そういうのはこの制度の中には盛り込まれておりませんが、考え方としてどうなのかなと思いますけれども、言いにくいかもしれませんが、考え方を聞きたいと思います。

○（建設）庶務課長

LEDではないということですが、既に省エネタイプの街路灯にされているところがあるということで、その分早く電気代が安くなっているということで、市としてもさかのぼって助成ということはなかなか難しいものと考えてございます。

○山口委員

相当冷たい答弁だと思いますが、私がもし最上町会の会長であれば、相当に力んで部屋に入ったと思いますが、そう言わないで、若干今後の検討も含めて、ぜひ一定の配慮、何らかの配慮をお願いしたいと思います。答弁は要りません。同じ答弁では困りますので、少し考えていただきたいなと思います。これはこれで終わります。

◎修景助成制度について

本論です。

大分県臼杵市にも、会派の視察で行ってまいりました。本市もまち並み保存で全国にも先駆けて条例も早くからつくっているわけですが、臼杵市は城下町でございまして、伝統的建造物群保存地区の指定を目指して整備をずっとされております。臼杵市は、一般の商店街やいわゆる本市と同じように歴史景観区域というのを結構、城下町の範囲だけではなく、一般住宅のあるところや、商店街のところも含めて範囲を決めておりますが、その中で修景事業を行っております。これについても、補助をやっているわけです。実際、見てきましたら、いわゆる普通の例えば商店、臼杵市は武家屋敷で有名なものですから、本当にサイディングを張ったようなところにプラスチックの看板がついたような商店が、ある意味で格子戸を前につけて、白壁風にやっ、きちんと下地もきっちり瓦屋根もつけて、そういう修景事業を歴史的建造物ではない建物についておやりになっているそうです。そういうことで、まち並み整備を修景事業としてされているわけです。

こういうことも含めて、小樽のまちも、歴史景観区域内の景観を見ますと、ある意味では小樽のまちにふさわし

いような景観でない建物がたくさんやはり残っているわけです。私が議論させていただいたのは、旧国鉄手宮線をせっかく基礎工事をして、来年整備が終わりますが、ある意味では遊歩道としての整備は、私は大変よくやっていただいたと思うのですが、その沿線の整備が今後重要になってくるということは申し上げました。少なくとも一定の、小樽のまちにとって、将来の資産、いわゆるお金を生む資源として重要なところについて、ぜひ修景についての予算措置をつけて、補助措置をつけて、誘導していくというようなことは私は十分に必要なことではないかということで、ずっと申し上げてまいりました。なかなかそれが難しいと。水道局長がおやりになったのですが、かつて駅前中央通の拡幅に際しては、修景事業として 1 億 5,000 万円ぐらいをつけて、一定の景観形成を行われたという事例が本市でもあるわけです。そういうものをやはり復活させてはいかがかかと。特に旧国鉄手宮線沿線に関してはということも申し上げましたが、なかなかいい返答は今まではいただいておりません。

財源のこともあります。ただ、ふるさと納税制度がある意味では本市もおやりになろうということで、税措置を相当優遇されるような、今までよりなっていますので、今、我々の、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例は思った以上に、どんどん減るのだと思ったら、そんなことはないです。持ちこたえているのです。この小樽のまちというのは。プラスふるさと納税をおやりになれば、一定の財源が入ってくるのです。そういうようないわゆる小樽を支えていただけるお金なわけですから、そういうものをぜひお使いになって、新たに修景事業を、特にまちなかの景観というのは歴史景観区域だけではなく、特に北海道はサイディングが出てきてから物すごい安っぽい風景になってきたと思います。やはり小樽にふさわしい景観というのは何かということを含めて、単に歴史的建造物であるような例えば石造とか、木骨石造とか、れんが造とかそういう、コンクリート造でも一定の、大きな建物ですからね。そうでなくてももう少し小ぶりの建物にしても、どういった民間の建物がこの小樽のまちの将来的な民間のストックとしてふさわしいかという一定の基準をおつくりにならないといかんわけですが、そうした中でやはりそれも含めて考える中で、修景事業の設計をやっていただきたいなというふうに私は思うわけですが、この点についてお考え方を再度お聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、山口委員からお話がありました修景助成ですけれども、中央通の沿線の整備が終わって、このころの財政状況も非常に厳しいと、こういう理由でその制度が中止になっているという状況でございまして、まだ現在も厳しい状況が続いているという状況でございしますので、直ちにその修景事業を再開というのは難しいとは考えてございません。

ただ、ふるさと納税ということで、財源ということで今、委員からお話がありましたけれども、こちらにつきましても、今のところはこの歴建関係で言いますと、歴史的建造物の補正のほう、これをメインに今やっているということで、たくさん寄附はいただいているのですが、だんだん残りが少なくなってきた、今後の財源をどうしようかという議論もし始めているところでございます。新たなふるさと納税制度ということも庁内で、今、議論しておりますが、制度設計をどうするかというお話もさせていただいておりますが、私も入ってさせていただいておりますが、そのような中で、今後、ふるさと納税制度での財源がどうやって、本当に増えていくのかどうかと、こういうところもやはり見極めないと、新たな施策を導入するというのもなかなか難しいということもありますので、このふるさと納税の今後の動きなども見ながら、庁内で議論していきたいと考えてございます。

○山口委員

大体そのような答えになるとは思っておりましたが、予特でもお話をさせていただきましたが、本市を取り巻く状況というのは大変厳しいと。特に地域経済というのは大変ダメージを受けていますので、そうした中でやはり小樽というのは、基本的には経済の 3 割から 3 割 5 分を占める観光に依拠してやらざるを得ないということで議論をさせていただいているわけですが、そうした中で浅草橋街園を中心とした運河と堺町通りの観光で来たのが、今は港と、港にも港湾計画の改訂が入っていますし、それから旧国鉄手宮線も整備が終わるのですよね。それと天狗山

が、これは観光基本計画の中の重要地区になっているわけですが、これを新たな観光の魅力、拠点として、旧国鉄手宮線についてはある意味では財政のない中で取得をして整備もされたわけですし、天狗山については中央バスが主体になりますが、本市としても整備でお金をつぎ込むということも当然考慮に入れられて協力をされているわけですね。港についても同じことですね。港は相当なお金が今、国直轄でやったとしても、市の負担は半分あるわけですから、そういう中で起債を起こしてでもやろうということですから、将来に資する施策については、きちんと政策として制度設計をしっかりとやる必要は私はあると思いますので、ぜひ、財政というのは基本ですけども、それを十分に配慮しながら、将来に向けての投資については、怠ってはならないということで私は考えております。そういう観点からお話を申し上げているわけですから、ぜひ今後も検討を続けて、実現できるような方法でやっていただきたいと思います。答弁は必要ありません。

私は、これで終わらせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎住宅マスタープランについて

住宅マスタープランについて、1点感想を述べさせていただきたいと思います。

この小樽のまちは幅広くて、維持・管理にかなりお金がかかっている。上下水道も含め、街路防犯灯も今回いろいろ出ていますし、それから消防署もいろいろ設置しなければいけない。やはりこのマスタープランにあるとおり、まちなか居住を推進して、人口が減っている中で何とか対応していかなければいけないだろうということで、大いに賛成をさせていただきます。

また、当然、当初に借上げ住宅について提案をさせていただいたところ、当時の西島次長が検討していくということで検討していただいた中で、今後、病院が落ちついた武藤副参事がこれに全力を注いでいくというような話を聞いておりまして、小樽のまちは札幌市に近くて、札幌市よりも仕事がないから若者がどんどん新しいアパートとか若者に適した住む場所がある札幌市に、仕事もあるのでということで住んでしまいますので、こういったいろいろな方策を打って、若者が住みやすく、子育ての世代にも優しい環境づくりをぜひ進めていっていただきたいと思ひまして、そこについてはぜひ検討だけで終わらず、前向きにどんどん推進していただきたいと思いますので、これはまず感想とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎街路防犯灯のLED化について

街路防犯灯について、るる議論がありまして、私も思っていたところがあったので、質問をさせていただきたいと思ひます。

今回、このように9割補助がついて対応していただけることを、地域の住民の方もすごく喜んでおりまして、大英断だったと私も思っております。

ただ、今後の説明に関してやはりなかなか不十分なところがあるということで、まず、今後どのように予算化し、そしてその後、どのように地域に入って説明をしていくのかという、その流れを聞かせていただきたいと思ひます。

○（建設）庶務課長

今後どのような流れでLED化を進めていくかという事業の着手ということでございますけれども、まず、予算編成の段階ですので、そちらのほうで財政当局と、財源等につきましてのお話が先ほどありましたが、それとの話し合いがあります。その後、昨日の予算特別委員会でも議論がありましたが、当初なのかどうかという話もありましたので、財源的な部分の御承認をいただいて、それが決まりましたら、すぐ事業に着手して、説明会をなるべく早い段階で、地域のほうに出向きまして御説明をさせていただきたいと思っております。そのような流れで計画し

ているところです。

○安齋委員

来年が改選期でなければ、1 定にでも出してもらってすぐスムーズにできたのでしょうか、改選期でもありますので骨格になりますから、骨格の中で、果たしてどのぐらい対応できるか、その後にまた、もし 2 定補正でできるということであれば、6 月の末ぐらいに順次進めていくのかと思うのですけれども、その流れの中で地域の方に、いかにわかりやすく説明するかということで、先ほど濱本委員からも、ワットではなかなかわかりにくいと。私も同様に思っておりまして、早めに LED 灯にかえた町会の中で、その辺がわからず、40 ワットを設置したら、やたら明るかったということのを伺いました。やたら明るかったというのがどれぐらいの明るさになっているかわからないのですが、今までの水銀灯よりも明るかったという話みたいです。であれば、10 から 40 の間で対応できるということは、イメージではわかるのですが、やはり数値としてわからないので、10 ワットとはどれぐらい、10 から 20 だとどれぐらい、20 から 40 だとどれぐらいかというのを、LED 灯ではルーメンというのですかね、それでやはり記載して説明していくのが一番いいのかなと思っております。ルーメンというと、またわからない単位ですので、このルーメンが例えば二百幾らであれば畳 1 畳分とか、何かそのようなことを説明に加えていくべきかとも思うのですが、これについて、先ほどもお話がありましたが、工夫していただけると思うのですが、もう一度御答弁いただけたらと思います。

○（建設）庶務課長

ただいま説明会の際の、町会の方にわかりやすい、ルーメンということもありますけれども、先ほどのお話にもありましたが、なるべく具体的にこれまでの明るさはこれだから、無条件に LED 灯はこれだと決めつけられないような形で、なるべく小さい電力に誘導したいと考えておりますが、それがわかるような形の説明といえますか、そういうことに心がけて説明会をやらせていただきたいと思いますと考えています。

○安齋委員

町会の電気代を少し見せてもらったのですが、白熱灯だと今月であれば 704 円だったところが、LED 灯の 20 ワットに設置すると 218 円だったということで、かなり安くなっているの、これはもうぜひとも 3 年間で進めていただいて、町会負担もなくしたいと大歓迎の声をいただいたのですが、間違っでわからないで明るいほうがいいだろうということで 40 ワットのものを設置すると、白熱灯とそんなに大差ない金額の請求が来てしまうということで、明るさプラス何ワットの部分をつけたら、これぐらいのお金だということもつけ加えていただきたいと思いますと思っております。これについては、加えていただく方向でよろしいですか。

○（建設）庶務課長

ただいま料金もつけ加えてというお話ありましたので、検討させていただきたいと思っております。

○安齋委員

やはり町会では、今までの町会費、普通、ここでいくと年間 3,600 円ですか、その中で何百世帯かで計算すると 120 万円ぐらいの予算になり、その中で今年は 80 万円が全部街路灯に使っているという事例もありますので、そういったところをぜひ工夫して、今後 3 年後にはほとんど電気代だけになってということで話もありますが、できるだけ町会負担をなくしてほしいと。また、末広町会では、この前、町会費とは別に街路灯の設置費ということで多くお金をもらっているという事例もありまして、そういったことの情報収集もして、いろいろ町会の情報を共有してあげるのもその一つかなと思っておりますので、これについてぜひいろいろ工夫していただけたらなと思っております。

（「80 万円の 10 分の 4、町会負担は」と呼ぶ者あり）

そうですね。そういうことでお願いします。

次に、住宅リフォーム助成制度を質問させていただこうと思っていたのですが、いろいろ御説明いただきました

ので、質問はしないで、今回の定例会で新たな条例を制定させていただいて、時限立法ではなくて恒久的に、積極的に取り組んでいただけるということなので、今後、その予算関係等、規則も含めて議論させていただきたいと思っております。

◎除排雪について

次に除排雪についてですが、まず情報を共有させていただくということで、今回のこの降雪、低気圧の関係もあって、いかほど雪が降って、例年と比べてどれぐらい出動しているのかというのを比較ができる数字があるのであればお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

明確な数値はまだこれまで押さえておりませんが、降雪量等で申しますと、おおむね昨年と同等程度ということなのです。ただ、積雪については、やはり昨年よりは大幅増えている、倍近くになっているということになっています。

○安齋委員

ありがとうございます。

少し提案させていただきたいのは、市民との除雪情報についての共有の部分で、それは新谷委員からも出動時間がいつなのかとか、出動した、本当に出動しているのかというような疑問もあったかと思うのですが、それで札幌市ではホームページ上に札幌市除雪情報というのを提供開始したということでありまして、これは、生活道路の除雪作業の状況を毎日夜 7 時から翌朝 9 時までの 10 分間隔で更新して提供しているという内容です。例えば、少し小さい間隔なのですが、これは北区で、これは未定ですという状況なのですが、それが除雪中であれば作業中ですよとオレンジであったり、作業をこれからしますよというところは黄色のマークをつけたりとか、かなり細かく情報を提供しています。これがなぜ必要かという、本当に市民としては、降って除雪した後に、また降ってしまうと入っていないのではないかなと思ってしまうのです。雪も多いし、そんなに入っていないのに、市は税金を払っているのに全然何もやってくれないという不信につながってしまうというところがありまして、であれば積極的にそういった除雪の情報を提供していくということが必要なのではないかなと思ひまして、これを提案させていただきます。

ただ、デメリットもあるかと思いますが、この札幌市の除雪情報についての御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○（建設）雪対策課長

除雪作業についての公表についてですが、確かに札幌市におきましては、夜 7 時から朝 9 時までの 10 分間隔で更新されているということで情報を得ております。また、本市においてもこのような体制がとれるかどうか、市民への情報発信ができるのかどうかということ、これに関する体制ですとか、メリット・デメリットとその他のこともあると思ひますので、まず札幌市の現状などの把握に努めたいと考えております。

○安齋委員

除雪に関しては、本市も結構頑張ってくれているほうだと私は思っているのですが、ただ、その中でもこういったソフト的に何か対応して、もっとよりよい除雪対策ができればいいなと思ひしておりますので、提案をさせていただきました。ぜひそういったところを検討いただいて、進めていただければいいかなと思ひますが、ただ除雪に関しては、若干高齢者の方が結構気にしているというところがあって、ホームページだけでいいのかなというところはあります。その点については、またいろいろ情報があれば、提供させていただきたいと思ひしております。

広報おたるにも毎回、雪対策について周知されている、私も存じておりますし、市民の方も見ていらっしゃると思うのですが、それでもやはりどうして家の前に置き雪をするのだという苦情が毎年あります。これはもう作業効率上仕方ないことで、若干対処できる部分もあるのかとは思ひますが、これについても情報をきちんと真摯に説明すべきだと思ひまして調べたところ、また札幌市なのですけれども、除雪のページの「さっぽろ雪の絵本」「ど

うして家の前に雪を置いていくの？」というページがありまして、どうして雪を置いていくかというのをきちんとページに書いて、こういうふうに作業しているから置いていってしまうのだよというところを公開しています。置き雪がどうしてもあるので御勘弁してくださいとか、そこは自分でやってくださいと言うよりも、このようになってしまうので御協力をお願いしますと、そういう言い方のほうが、たぶんこれから住民自治の時代が来ますので、そういったところをきちんと考えていただけるかとも思いますが、これについても所見を伺いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

確かに置き雪につきまして、永遠の課題といたしますか、市民からの苦情についても、これが非常に多い項目でもございます。これまで除雪懇談会においても、この置き雪については、状況などを説明しながら、市民の御理解を得るように説明をしていたところではありますが、また、このほか札幌市のようにホームページでうまく説明をできるようなことも知っておりますので、本市においてもホームページに記載できるかどうかということも含めて検討させていただきたいと。よろしく願いいたします。

○安斎委員

せっかく市民の交通の安全を確保するといういで除雪していただいているのに、除雪した後に、縦で除雪したのにこっち側に置き雪があって、横から来る車はその段差によって底を突いて傷ついたというお話も私にも入ったりとかして、やはり除雪していただいているので、理解を得ながらもきちんと少しでも置き雪がないような対策もしていただきたいなと思っております。

その中でもう一つ、また札幌市なのですが、どうしてそのようになるのかということと、除雪の種類についても細かく札幌市では広報しています。新雪除雪とか路面整正、拡幅除雪、歩道除雪等々、いろいろな種類があるのですが、たぶんこれも本市と同様のやり方であると思うのですが、本市のホームページを見ると、中身が乏しいというか、あまり何もないので、できれば本市の除雪はどうなっているのかというのを広報する上では、グレーダーでこのようにかいていくのですよとか、この後にはこうやって排雪していますよというような情報を提供するだけでもまだ少し理解が違うのかなと思っておりますので、これについても御検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

また、市の除雪の作業の種類についてですが、これも年 2 回開かれる除雪懇談会の中で、除雪車の種類ですとか、説明してきたところではありますが、確かに委員のおっしゃるとおり、ホームページも含めて、札幌市のように除雪種類の内容ですとか機械ですとかといったことを紹介できれば、市民の方々の理解がより深まるのかなと思っておりますので、あわせて検討をさせていただきたいと考えております。

○安斎委員

ありがとうございます。除雪懇談会等で説明すると、いわゆるそれに関心がある人だったり、町会活動を一生懸命やっている方が多く参加してくれる、それはそれでとてもいいことではあるのですが、一方ではやはり仕事の時間でなかなかその会に参加できなかつたりという若い人たちもいたり、それでなくてもなかなか関心を持っていない人もいたりするのですが、今、インターネットで何でも調べられる時代ですので、そういったところを有効活用して、ぜひ予算がないのに、人件費が上がって、燃料費も上がって苦しい中ではありますが、そういった理解を深めていけるように努めていってもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎砂まきボランティアについて

除排雪の関係の砂まきなのですが、私たちも毎週、運河の清掃をボランティアでやっていて、冬はごみがなかなか流れてこないの、砂まきをしています。建設部の御協力で砂をもらって、それを凍結しているところにまいたりしているのですが、先ほども議論を聞いていまして、ボランティアを登録するのが増えればいいのだという理解なのかと思ったのです。というのは、ボランティアが増えたところで、それを、ではどのように有効活用するのかと

というのが大事であると思ひまして、砂まきボランティアに登録してもらった後、どのように市として情報共有して砂まきをお願いしているのかとか、その辺、1 回少し説明いただけますか。

○（建設）雪対策課長

砂まきボランティアの登録については、除雪懇談会ですとかホームページ、広報おたる等でお願ひしているところ。これについては、やはり市民との協働ということがあるので、これを普及させて、市が散布できない路線とか、歩道の箇所、それについての散布をお願いしているといったことで、広めていきたいと考えております。

○安齋委員

その情報は説明会 1 回、2 回開いたときにしているのですか。毎回、降り積もって滑りそうになったとか、いろいろなパトロールをしていてごらんになってわかると思うのですが、そのときに一斉にメールなどで、この辺がつるつる路面ですとか、こういったところを助けてほしいですとかという情報を逐一連絡するようなシステムではないということによろしいですか。

○（建設）雪対策課長

情報を提供するというのはなかなかないですが、市民から、つるつるになっているので砂をまいていただきたいと、そのような要望を寄せられた中で、砂まきボランティア登録の制度もありますよと、そういったことでボランティア登録していただけないかお願ひしているところであります。

○安齋委員

要望をいただいた方に対して、やっってくださいという要望を出しているという状況ですか。

○（建設）雪対策課長

今の段階では、要望が来た方々に登録をお願いしているといったこともやっております。また、冬が来る前に、年 2 回、除雪懇談会ということで行っておりますので、夏の段階から登録についてはお願ひしてきているところでございます。

○安齋委員

できれば随時、いろいろな箇所でするつる路面とか、場所の状況も変わってくると思うので、大変難しいとは思いますが、その登録していただいたボランティアに何かうまく情報を伝達するようなシステムがあったほうが、ただ登録してこんな 100 人ボランティア登録をしましてよ、それで懇談会でお願ひしていますという従前のやり方ではなく、その時々によって対応できるようなシステムを確立していただきたいと思いますと思ひているのですけれども、これについていかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

登録した方々には、砂をお届けしているといった方、その届けた中で情報とかいろいろ伺ってきているところではありますけれども、いずれにしてもいろいろな発信方法があると思ひますので、どういった方法がいいかということも含めて、今後、検討させていただきたいと考えております。

○安齋委員

この時期はいろいろな御要望をいただいて大変だと思ひますが、例えば砂をまいてくださいと言った人が、本当に砂をまけるような状況ではないかもしれないです。それなのに、まいてくださいと要望してきた方に、登録制度がありますので登録してまいてくださいというのは、少し不親切かと思ひますので、そういった話が来たときには、登録の一覧で、その地域の近くの登録者の方に電話をして、要望をいただいたのでまいてもらえませんかとか、そのような形でもいいと思ひますので、工夫していただきたと思ひます。本市の場合、何かボランティアとか使うといったときに、登録していればいいみたいなイメージがすごくあるので、そういうところの出口をしっかり確立していただきたと思ひますので、これについては要望で終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時00分

再開 午後 4 時30分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情は全て採択を主張します。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

日本共産党は、これまでも議会で予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。

今年度の申込件数は174件、抽選件数は172件で、過去2年と比較すると一番少ない件数でした。結果は、現在、予算を340万円余り残しております。住宅リフォーム助成制度は、利用者にも事業者にも喜ばれ、住環境整備と地域経済活性化に貢献しました。しかし、今年度の調査結果に表れているように、資材の高騰、消費税増税などでリフォーム工事件数は減っておりますし、請負金額も減っています。それが事業者の経営を大きく圧迫していることがうかがえます。

先ほどの部長答弁では、不用額を残したのは反省としておりました。まだ3月末日まで日にちがありますから、不用額にしないで再募集して、補助金を使い切ってリフォーム助成制度に貢献すべきです。3年間の時限条例ではありましたが、地域経済に貢献したのは事実ですから、最後は陳情を採択して終わろうではありませんか。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については、いわゆる空家対策特別措置法が国会で成立したことから願意妥当であり、陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方についても採択を求めます。

御膳水仲通線の地盤や道路構造が悪いのは住民のせいではありません。現在設置されている側溝は、その役割を果たさきれていません。住民が安心して暮らせるようにするのが市の役割です。

建設部はこれまでも難しい工事をこなしてきましたから、技術の問題ではなく、予算の問題です。予算が不足しているのはわかりますが、何年か計画で少しずつ改修していくことは可能です。住民が困っていることに対し、議会が陳情を採択して、一步前進になるように求めます。

議員各位の賛同をお願いして、討論とします。詳しくは本会議で述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案の提案についてであります。本条例案を提案するに至った経緯について、私から報告をさせていただきます。

このたび、当委員会として、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案について、提出する運びとなりました。当委員会では、昨年12月に行われました理事会において、住宅エコリフォーム助成について研究、検討すべきであると全会一致で決定し、住宅エコリフォーム助成制度に関する勉強会を設置し、各委員、担当理事者の協力を得て、本年1月からこの間、6回にわたる勉強会を行ってまいりました。

まず、第1回から第3回までの勉強会についてであります。エコリフォームに対する助成を行っている先進地の実施例について認識を深め、制度の必要性や内容について協議いたしました。

第4回から第6回の勉強会においては、これまでの協議内容を踏まえ、委員長作成の素案を基に内容を精査した上、条例案の文案を決定するに至りました。

これまで勉強会において、ともに取り組んでくださいました建築住宅課の課長、また、関係職員の皆様に対し、この場をおかりして御協力をご感謝申し上げます、報告といたします。

それでは、ただいま報告をいたしました小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案の提案について採決いたします。

お諮りいたします。別紙お手元に配付のとおり、当委員会として当条例案を本会議に提案することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。